

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました第 48 号議案から第 51 号議案までの 4 件及び議員から提出されました議提第 1 号を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1 第 12 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例から日程第 9 第 45 号議案 財産の取得についてまでを一括議題と致します。

以上の 9 議案は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、委員長の報告を求めます。

はじめに、第 12 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 12 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

この条例は、法律の改正によりまして教育長が常勤の特別職に変更になるものですが、それに伴う条例の改正であります。

新たに総合教育会議が始まりますが、教育大綱の策定、勤務条件や教育条件の整備、重点的施策の協議などが行われる予定です。

委員からは、この会議の中で市長が大きな権限を持てるという法律改正なので、従来通りの教育が政治に振り回されないよう求めたいという意見がありました。

慎重審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 13 号議案 武雄市行政手続条例の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。

この条例は行政手続法の一部改正に伴うもので、市の担当者が市民の皆様等に行政指導を行う場合は根拠、法令、要件を示し、また、市民がその指導の中止を求める場合は申出書を必要とし、第 3 者が行政指導を求める場合も申出書が必要となることなどの手続きを整理されております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 14 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 14 号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査の結果を報告致します。

第 1 条は、職員の勤務時間単価の計算方法の見直しで、労基法に基づいた算定に変え、また、新たに平日夜間の管理職特別勤務手当が国に倣って新設されて、職員の期末手当については 6 月と 12 月の支給率調整がされています。

第 2 条は、任期付き職員の期末手当の変更ですが、年間の支給率の変更はないという事です。

第 3 条では、退職手当に関して国、県に準じて調整額を見直したものであることでした。影響額としては、時間単価の見直しで 350 万円程度が考えられるが、この分は時間外勤務の短縮、削減で対応できるということでした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 15 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。

第 1 条では、議員の期末手当の支給率の改正ですが、6 月と 12 月の率の調整を行うもので年間 3.1 月分は変わりません。

市長、副市長、教育長についても同様でございます。

第 2 条では、すべての非常勤特別職の方についても議案書のとおり報酬額の見直しをされております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 16 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 16 号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

平成 27 年 4 月 1 日から子育て関連 3 法の施行に伴い、北方幼稚園が新制度に移行しますので、保育料の見直しを行うということです。

現在、保育料は一律月額 5000 円ですが、低所得者世帯については、所得に応じて幼稚園就園奨励費補助金で対応しているのが新制度に移行することにより、この補助が廃止されるということです。

保護者の負担増にならないように、現在の入園料 1000 円は廃止し、保育料一本で上限を定め、月額 5000 円を超えない範囲内において規則で定めると説明を受けております。

審査の結果、本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 24 号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 24 号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について、ご報告いたします。
佐賀県市町総合事務組合に多久市と小城市で構成される天山地区共同環境組合が加入することにより、組合規約の変更をすることを協議することについて武雄市議会の議決を求められるものですが、審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 43 号議案に対する報告を求めます。
上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 43 号議案 武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果を報告いたします。
第 14 号議案と同じように、武雄市企業職員についても平日夜間の管理職特別勤務手当が国に倣って新設されております。
審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 44 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 44 号議案 損害賠償の額を定めることについて、審査の結果を報告いたします。

旧武雄市民病院で、平成 21 年 7 月 22 日に行われた腹腔鏡による胆嚢摘出手術の際の医療事故に係るもので、今回、損害賠償の額を定めたいということでした。

相続人の代理人弁護士と市側の弁護士で額について協議が進められており、この度双方が額について合意したとのことでした。

なお、賠償金は当時加入していた保険で全額給付されます。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 45 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／第 45 号議案 財産の取得について、審査の結果を報告いたします。

新庁舎建設に必要な土地の分ですが、武雄町大字昭和の 12 筆の宅地で面積は 8600.24 m²、取得平米格は 4 億 4205 万 2336 円で、相手方は佐賀県農業協同組合です。

今回の取得のほか、あと 3 名の所有者の分については、引き続き話を進めているということでした。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第12号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／第13号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、武雄市条例の整備に関する条例に反対の討論を申し上げます。

議長／12号議案。

12号議案に対する討論をお願いします。

江原議員／失礼しました。

第12号議案、失礼いたしました。

反対の討論を申し上げます。

この法律は国会において施行され、その具体化が提案をされているわけです。

国会において、政治が教育行政を支配することや脅かすような法律が成立し、その具体化のための条例が提出されております。

しかし、戦後教育は70年、教育の自由と自主性を守り、政治から独立が守られるよう進められてまいりました。

教育の目的である、人格の完成が保証される教育行政が、今後とも引き続き推進されることを強く求め、その具体化のために考慮されるよう求めて、反対の討論といたします。

議長／4番 山口 等議員

山口等議員／皆さんおはようございます。

第12号議案、地方行政、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正する法律の施行に伴う武雄市条例に関する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。ただいま、制度改革について市長が教育に対し権限が強くなり、政治的な中立性が保たれないというような意見がございました。

今回の教育改革の趣旨は、新市長での責任体制の明確化、いじめ問題等に対する、迅速な

対応、市長と教育委員会がしっかりと論議をすることで、双方の市長を取り込んだ教育大綱を作成することであり、政治的忠実性とはいうと、教育委員会は引き続き独立した執行機関であります。

また、総合教育会議において、首長と教育委員会が、協議、調整する場を与えるということでもあります。

最終的な執行権限は教育委員会にあるということなので、市長が教育に対する権限が強くなることはならないと思います。

そういったことで、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 14 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 14 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 15 号議案に対する第 15 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。これより第 15 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 16 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 24 号議案に対する討論を求めます。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 43 号議案に対する討論を求めます。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 43 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 44 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 45 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 第 29 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 6 回)より、日程第 15 第 47 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 1 回)までを一括議題と致します。

以上の 6 議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 29 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 29 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 6 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

1 款 1 項 1 目競輪事務費において 25 節の積立金に補正額 2 億円が計上してあるのは、26 年度末の繰越金が 4 億円を超える繰越となるため、その 2 分の 1 の 2 億円を今後の施設改善等を行うための積立金として計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 30 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 2 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

1 款 1 項 1 目給湯事業費 28 節繰出金で一般会計へ 271 万 7000 円を計上してあるのは、観光基金へ積立てるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 37 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 37 号議案 平成 27 年度武雄市

競輪事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

平成 27 年度は、10 月から大規模改修工事を行うため、本年 9 月までの半年で全開催を行う予定での予算作成となったとのことでございます。

開催節数の減少等で、前年より 6 億 5000 万円程度、前年対比 6.17%少ない予算の計上となっております。

競輪事業所現場において、通常より早い時間から車券販売を行うモーニングや、ガールズ競輪を行うなど、売り上げ減少に苦勞される中、鋭意、努力をされております。

また、5 月 30 日から 6 月 2 日まで、開設 65 周年記念レースが予定されているとのことでございます。

この場をお借りしてでございますが、各議員におかれましても、売り上げ増進の御協力をよろしくお願いいたします。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 38 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 38 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なものとして、給湯使用料が 1400 万円計上で、26 年度より 230 万円ほど少なくなっておりますが、これは昨年給湯条例を改正し 8.1%値下げをしたためであり、また歳出の主なものでは、15 節工事請負費として 1411 万 6000 円を計上してあるのは、今年度給湯管の布設替を実施した、市道と県道の舗装復旧工事との説明を受けたとろでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 39 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に付託されました、第 39 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、工業団地内市道舗装工事費及び起債の償還利子のための公債費が計上されております。

歳入の主なものとして、市道舗装工事及び起債償還利子に対する県負担分を新工業団地整備事業県負担金、市負担分を一般会計繰入金で各々 804 万 7000 円ずつ計上しているとの説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 47 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 47 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

最近の資材調達や労働力不足等により、公共事業の入札で不調・不落の傾向があるとともに、改修完成後すぐに記念競輪の開催を予定しており、これらを考慮すれば改修の予定期間内終了を確実に行わなければならないため、6 月補正で予定した本場及びバンク改修予算を前倒して今回の補正になったとの説明を受けました。

歳出 7 億 5230 万円の内訳としては、競輪場施設建設工事費前払い金分 5 億 2000 万円、走路全面改修工事費 2 億 1600 万円、工事監理委託料 1550 万円、確認申請等の手数料 80 万円との説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 29 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 29 号議案を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 30 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 30 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 37 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 37 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 37 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 38 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 38 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 38 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 39 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 39 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御意義なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 47 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 47 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 17 号議案 武雄市デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例から、
日程第 20 第 34 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題
といたします。

以上の 5 議案は、福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び
に結果について、順次福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 17 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 17 号議案 武雄市デイサービスセンター設置条例の一部を
改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

基本的な介護保険法の適用年齢、老人福祉法による老人福祉施設の利用対象年齢が、とも

に 65 歳以上という区分であることから、本条例における利用対象者について、現行 60 歳以上とされているものを 65 歳以上とし、65 歳未満の方にあつては市長が特に必要と認める場合を対象とするという改正である旨、説明を受けました。

委員からは、障がいを持たれる比較的若い世代の利用に関してや、費用負担等について質疑がなされました。

認定申請の際に丁寧な説明、対応を行うという答弁を得たところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 18 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

国民健康保険法の改正により、本条例において引用する部分に生じる条ずれを整理するための改正という説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 26 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

介護納付金、共同事業拠出金の額が確定したことによるもの、また前々年度の国庫支出金額確定に伴う精算のための返還金が主な補正内容です。

委員からは、基金の活用を含め広域化へ向けての赤字対策について、手法を早期に検討すべきという意見が出ました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 33 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 33 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

税率改定や退職被保険者数の減少など、前年比の増減要因の説明を受けました。

中でも、保険財政共同安定化事業拠出金が、前年比で 7 億円超と大きく増額となっております。

これは、現在一般分に係る 20 万円以上のレセプトを対象に行われている保険財政共同安定化の対象事業が、1 円以上へと拡大されたことによるものとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 34 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 34 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算

について、審査の経過と結果を申し上げます。

保険料改定による軽減世帯の増加に伴う保険料の減少、また補填となる保健基盤安定繰入金
金の増額などについての説明を受けました。

質疑は特にありません。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 34 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21 第 19 号議案 武雄市高橋第 1 排水路排水設備管理基金条例を廃止する条例より、
日程第 32 第 41 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題と
いたします。

以上の 12 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並び
に結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 19 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／おはようございます。

今定例会において、本委員会に付託されました、第 19 号議案 武雄市高橋第 1 排水路排水
設備管理基金条例を廃止する条例について報告いたします。

この排水設備は、平成 2 年度に高速道インター建設に伴う降雨時の水位上昇分を下げるた
め、道路公団補助により設置したもので、公団からの維持運転補償金を基金として条例化
しておりましたが、平成 26 年度末をもって基金がゼロとなるため、廃止するものとのこと
です。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 20 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 20 号議案 武雄市犬取締条例を廃止する条例について報告いたします。

犬取締条例では「犬の引き取り」と「野犬の薬殺」と大きく 2 点について規定がなされており「犬の引き取り」については、もともと県の事務であり、平成 25 年の動物愛護及び管理に関する法律の改正により、愛護動物の「終生飼養」が規定され、犬の引き取りについて拒否が可能となっており、実態として引き取りは行われておりませんでした。

「野犬薬殺」についても、狂犬病予防法において県知事の権限として規定されており、市での実施は困難であり、これを行った場合、動物愛護管理法の罰則対象となる可能性があるとのことでした。

以上のことから、条例を廃止するものと説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告のほう終わります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 21 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 21 号議案 市道路線の廃止についてについて報告いたします。

今回の廃止は、市道門町六田線で、東部開発エリアで現在造成工事中のコメリ東側に位置しており、コメリから東側の排水路までの区画はニトリの進出計画地であり、このたび農振除外申請が提出され、開発が進んで行くこととなったため、この市道を廃止するものがあります。

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 22 号議案に対する報告を求めます。
浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 22 号議案 市道路線の認定について、報告いたします。
今回の新規認定は前田線、六田 2 号線、ほか 9 路線であり、いずれも利用頻度が高く市で管理すべき路線と考えており、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものとのことです。
委員会で認定基準の要綱を再確認し、委員からは「市内全域の市道の認定または廃止の見直しをするべき」と研究・検討するような意見も出ました。
なお、委員会において一部現地を視察し確認したところです。
本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
続いて、第 23 号議案に対する報告を求めます。
浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 23 号議案 市道路線の変更について、御報告いたします。
今回は、3 路線について変更するものです。
中山線は、新幹線工事による終点付近の付替えに伴い、東西川登線まで整備がなされるため、今回終点位置の変更するものです。
高橋甘久線は、今回新規認定をお願いした田崎線と終点部が重複するため、終点位置を田

崎線までと変更するものです。

元明山線は、従来は集落の途中まででしたが、新幹線工事に伴い鉄道運輸機構により整備がなされ、完成後は市で管理すべきと考えているため、終点の位置を変更するものです。道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものと説明を受けました。審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第27号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第27号議案 平成26年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第4回)について、御報告いたします。

主なものとしまして、繰越明許費において、公営企業会計移行業務委託で平成26年度予定の資産調査及び公共下水道東部エリア管渠整備工事の工法変更の検討・協議に時間を要したことに伴い、平成27年度に繰越すものとのことです。

歳出については、事業費において公共下水道事業の工事請負費の単独工事費が当初見込みより少なく済んだことによる減額と、実績による水道管移設補償費の減額補正で、また戸別浄化槽事業は、浄化槽設置申請件数の減少による減額補正であります。

歳入の市債については、この事業費の減に伴う減額補正であります。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第28号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 28 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 回)について、御報告いたします。

繰越明許費において、再建計画に不測の日数を要し移転完了が新年度にずれ込み移転補償費と工事請負費を新年度に繰り越すものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金の内示減により国庫補助金、県補助金及び市債もそれぞれ減額補正。

歳出については、交付金の内示減及び一部の建物移転交渉が難航したことから、事業量見直しをかえさず、それぞれ減額補正するものであります。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 31 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 31 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第 1 回)について報告いたします。

主なものとして、収益的収入において営業外収益の中の一般会計補助金の 5000 万円を計上しているため、消費税申告をするにあたって企債償還分の補助金が対象となり、消費税を多く支払わないといけないことが判明したため、この補助金のうちの 2150 万円を資本的収入に組み替えるものであります。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 35 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 35 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計予算について報告いたします。

主なものとしまして、農業集落排水事業について供用開始をしている 8 地区の維持管理費や、既存施設の長寿命化を図るための対策工事に要する経費を計上しているとのこと。公共下水道事業では、平成 16 年度から事業に取り組んでいて、平成 19 年 12 月から順次供用開始を行ってきております。

平成 26 年度末までに、7%の整備が進み、現在小楠地区の一部を供用開始したところで、平成 27 年度も引き続き小楠地区の枝線管渠の整備を計画しており、既事業認可区域がほぼ完了の見込みであるとの説明を受けました。

戸別浄化槽事業については、公共下水道、農業集落排水事業の区域を省く、市内全区域を対象に平成 21 年度から取り組んでいるとのこと。

整備の内容は、50 人槽までの浄化槽本体を市が設置するものであり、その維持管理に要する費用と平成 27 年度の設置基数は 180 基を予定しており、その設置費用を計上しているとのことでした。

全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 36 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 36 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。

歳出においては、工事請負費として駅東付近の甘久武雄線、永松川良線、街区造成、そして水道管敷設などの工事に要する費用を計上しております。

補償補填及び賠償金として、区画整理地権者の建物等移転補償費を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 40 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 40 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計予算について報告をいたします。

業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 9128 戸、1 日平均水量は 1 万 6183 立方メートルで、平成 26 年度の実績を勘案して計上しているとのことでございます。

収益的支出において、原水及び浄水費が昨年と比較して減額となっているが、これはダム負担金の減額によるものであり、資本的支出において工事請負費の主な工事として昨年に引き続き踊瀬ダム、淵ノ尾ダム連絡管の布設替え工事と新規として水源地監視装置設置工事等を計上、また老朽管更新事業として 1 億 4300 万円と旧市町間の接続事業に 1 億円を計上しているとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 41 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 41 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量として、給水事業所数は 4 事業所、1 日平均水量は 649 立方メートルです。

収益的支出においては、昨年より 2289 万円減の 5735 万 8000 円を計上しており、これは減

償却費の減によるものであるとの説明を受けました。
資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでありました。
審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 19 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 19 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 20 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 20 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 21 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 23 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 23 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 27 号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 35 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 36 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 36 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 36 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 40 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 40 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 41 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 33 第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)より、日程第 35 第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務文教常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について、主な審査内容と結果を報告いたします。

2 款総務費の財産管理費では、残り 1 区画となった土地開発公社所有地の買戻し分 5400 万円が計上されております。

アクロスの駐車場約 1,000 平米ということです。

教育費、中学校施設整備事業費 5 億 3447 万円は、武雄中の屋内運動場改築について、平成 27 年度での対応予定でしたが、26 年度の国の経済対策のための補正予算がついたことよって、前倒しで実施できることになったことから、今回の補正となっております。

その他実績による額の確定に伴い、歳入歳出ともに補正がなされております。

慎重審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 46 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について、審査内容と結果を報告いたします。

国の経済対策により平成 27 年度に予定していた事業について、財源が 26 年度に補正予算での確保が出来たことにより追加されたものです。

この国の経済対策については、武雄市には消費喚起生活支援型が 9598 万 8000 円と、地方創生先行型 5547 万 6000 円が配分されておりますが、地域振興費の委託料で総合戦略策定調査業務委託料 179 万円、ICT 教育支援員 3472 万円や橘公民館の建設費用等が計上されております。

歳入では、新幹線の事業用地に市有地 745 平米の売り払いで財産収入 3795 万円計上されております。

病院事業清算事業費では、第 44 号議案の損害賠償の額を定めることについてに関連するものとして賠償金が計上されております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算について、主な審査内容と結果を報告いたします。

総務費については、マイナンバー制度導入に伴う財務会計システム改修費用や、杵藤電算センター負担金もこの制度に対応するため 400 万ほど増額となっております。

ほかには、平成 29 年度から新地方公会計制度の導入に対して、市の財産を国が示す統一基準に基づく整備が必要なため、固定資産***整備委託料 237 万円の計上や、ホームページリニューアルに関する経費、新庁舎建設実施設計委託料 7030 万 4000 円などが計上され

ております。

またふるさと納税関係では、まちづくり応援寄附金として 6000 万円の収入が見込まれており、それに対する謝礼として 2786 万円を予定されております。

10 款教育費の大きな事業では、北方小学校の改修が予定されておりますが、27 年度は管理棟の大規模改修を計画されており、管理業務委託料に 550 万円、大規模改造工事で 2 億 1151 万円計上されております。

また官民一体型学校づくり関係では、はなまる学習から学校に常駐していただく 2 名の講師の方の経費が計上されています。

委員からは、ホームページのリニューアルに関しては、市の玄関口ともなるのに十分な対応をお願いしたい、また各種入札については市内業者育成となるような実施をしてほしいとの意見が出ております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／ふるさと納税の件ですが、約半分くらいは返納というかお返しということですが、それについて具体的なお話というか、質疑があったかをお聞きします。

議長／上田総務文教常任委員長

上田総務文教常任委員長／返納の中身ですか。

委員のほうからはお返しの品はどんなものということで、***の地元特産品を考えているという答弁があり、肉、米などで検討を重ねていくということで答弁がっております。

議長／ほかに、質疑ございませんせんか。

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え事業の精算による補正が主であるとの説明を受けました。

また歳出には九州新幹線鉄道(武雄温泉・長崎間)の建設負担金が確定し、1796万1000円が計上され、この負担金に対応するものとして歳入21款市債で新幹線鉄道整備事業に1620万円の補正がなされております。

また、繰越明許費の補正の主なものとして農林業費、災害復旧費での事業を進める中で、工期内竣工が困難になったものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

議長／質疑をとどめます。

次に、第46号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末藤産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました、第46号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第10回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

この補正は、主に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して事業を行うもので、プレミアム付商品券事業、ふるさと旅行券事業、地域資源を活用したまちあるき事業、伝統野菜の再認識・活性化事業、トロピカルフルーツ等の新規作物産地化推進事業について、説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第32号議案に対する報告を求めます。

末藤産業経済常任委員長

末籐産業経済常任委員長／第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に関して主なものを申し上げますと、7 款 1 項 2 目 19 節負担金補助金及び交付金に企業誘致奨励金 2 億 6550 万 5000 円が計上されております。

これは企業進出等により、武雄北方インター工業団地等企业誘致条例に基づき、平成 27 年度に奨励金交付予定分の予算のことです。

また楼門 100 周年を迎えるにあたり、武雄市観光協会補助金、観光誘致対策補助金、宿泊施設等整備奨励金、観光客受入体制整備事業補助金等が計上され、観光客へのおもてなしによるさらなる経済効果を期待するものであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

臨時福祉給付金、介護給付費、小中学生の通院に係る子どもの医療費、児童手当、児童扶養手当、予防接種委託料など事業実績に基づく減額、また国保会計への繰出金が主な補正内容です。

また、安心子ども基金特別対策事業費補助金、保育所用地取得費補助金について、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の補正として計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 46 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

この補正は、主に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して事業を行うもので、障がい者雇用データベース化事業、放課後児童クラブ支援事業、私立幼稚園新制度移行促進事業、子育て応援券事業について説明を受けました。

いずれも繰越明許費に追加して事業実施がなされるものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子福祉常任委員長

山口裕子福祉常任委員長／第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

福祉、健康増進、子育て支援、戸籍など所管の各種事業について説明を受け、委員からは、全体に占める民生費予算の比率に関する所見や、市民負担、特に高齢者の負担のあり方などについて意見が上がりました。

新規事業としては、生活困窮者自立支援事業、わかかもん健診対象者のピロリ菌抗体検査委託事業等が計上されています。

また、審査に先立っては、子ども・子育て新制度による私立幼稚園の対応、武雄市子ども・子育て支援事業計画案などに関して報告、説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 25 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 25 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について報告いたします。

主なものとして、街路事業費では、中野御船山線及び武雄温泉駅南口の広場整備に関連する永松川良線や天神崎白岩線などの街路事業において、社会資本整備総合交付金事業の内示減及び県営事業費の事業費減並びに一部の用地取得が難航したことから路線ごとの事業量の配分の見直しております。

その内訳は、公有財産購入費と負担金補助及び交付金並びに補償補填及び賠償金を減額し、中野御船山線と永松川良線の工事を推進するため、工事請負費の増額するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 46 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 46 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について報告いたします。

今回の補正は、国の緊急経済対策の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金であり、住宅リフォーム助成券事業として、3000 万円を計上しています。

目的は、助成券を利用することにより、住宅の機能や性能を向上させ、併せて消費喚起による地域経済の活性化を図るもので、年度内完了が見込めないため、繰越明許費に計上し

ているとの説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

浦建設常任委員長

浦建設常任委員長／第 32 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計予算についてご報告いたします。

主なものとしまして、道路維持費では舗装補修、側溝整備等山内、北方を含み 1 億 400 万円を、住宅費では、平成 27 年度により実施する指定管理料を計上しているとのことです。環境では、歳入に衛生手数料にごみ袋 260 万枚の売却費、雑入にリサイクル品売却料等の収入を見込み、歳出では、ごみ処理費にごみ収集委託料や、平成 28 年 1 月稼働予定の佐賀県西部環境組合ごみ処理施設の負担金を計上しているとの説明を受けたところです。

委員のほうから、廃プラスチック処理費については、西部広域環境組合処理施設の稼働により、今後コストと環境面を併せて調査・研究を行うよう、意見が出されたところであり

ます。

また、山内中央公園の老朽化した草スキー施設等の遊具修繕料について、委員会において現地を視察し、老朽化による安全面の危惧を認識したところであり

ます。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 25 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。
これより第 25 号議案を採決いたします。
本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。
お諮りいたします。
本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。
よって、第 25 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 46 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

>賛成

>反対

23 番 江原議員

江原議員／第 46 号議案、平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について、反対討論を申し上げます。

補正額、4 億 8516 万 5000 円の追加であります。

そのうち、国の緊急経済対策として 1 億 5146 万 4000 円の繰越明許費の補正の中で、住宅リフォーム事業など、市民が望まれているものもありますが、問題の一つはマイナンバー制の導入に 1020 万円についての具体化の件につきましては、支出費用につきましては反対であります。

2 つ目に、ICT 教育推進配置事業、3472 万 2000 円の取り組みが計上されておりますが、この件につきましても、ICT 教育推進、武雄市の教育改革といわれておりますが、私は反対であり、以上を申し上げ反対の討論にかえるものであります。

議長／討論ございませんか。

4番 山口等議員

山口等議員／第46号議案、平成26年度武雄市一般会計補正予算(第10回)について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、武雄市が取り組もうとしている教育改革の一つである、ICT教育の支援業務委託料のことで言われました。

武雄市は新年度、この4月から市内中学校においても一人一台のタブレット端末を使った授業など、ICT教育を武雄市として先進的に進めていくためには、現場の先生方に過度な負担がかからないよう、サポートする支援員を配置することが大事であると考えます。

また、財政面から見ても一般財源の***である、国の事業を活用し、市の費用負担を軽減しながら取り組んでいくことであります。

そのような中で、これから先も教育のより一層の充実を図っていくべきと考え、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第46号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第46号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第32号議案に対する討論を求めます。

23番 江原議員

江原議員／第32号議案、平成27年度武雄市一般会計予算について、反対の討論を申し上げます。

小松市政になって、初めての当初予算であります。

前市長の後継者として市政を引き継ぐと申されていますが、私はこの9年の間、市政のあり方について、質問してまいりました。

1つに、合併2年目、機構改革で打ち出されたとき、そのスローガンが地域間競争に打ち勝つ自治体を目指すと言われ、その目指す先が北海道富良野だと言われました。

この間、どうだったでしょう。

市民病院、図書館、教育改革として進められているのは、民でできるものは民でと取り組まれています。

図書館委託料1億1314万3000円の支出に反対であります。

委託先の営業スペースには、今では書籍、雑誌以外の物品も品物として売られているのはびっくりであります。

小松市政は教育改革については引き続き推進すると訴えられ、この4月から小中学校へのタブレットの導入、そして官民一体学校づくりとして、これまで約4億円投資され、さらに本年度、来年度、平成27年度予算でも学校ICT推進事業として6275万6000円になります。

花まる学習塾導入では、***、自動車借上料、建物借上料、燃料代合わせて、724万6000円の***であります。

将来メシが食える大人を目指すと言われていますが、納得できるものではありません。

今、教育行政に求められているのは、政治が取り組むのは、行き届いた教育を進めるためには、すべての小中学校のクラスに35人以下学級が必要ではないでしょうか。

平成27年度、武雄市内の小中学校35人以上が13クラスになりますと、先の答弁がありました。

これは全体の約9.2%であります。

普通教室を割ったわけではありますが、今年度民間導入にあわせて約7000万円の予算があるならば、直ちに35人以下学級に取り組むことができるのではありませんか。

そのことを強く求め、本平成27年度当初予算に反対の討論を申し上げる次第であります。

議長／4番 山口等議員

山口等議員／第32号議案、平成27年度武雄市一般会計予算について、賛成の立場で答弁をさせていただきます。

先ほど、花まる学習会とか官民一体型教育について反対の意見を述べられましたが、教育委員会、スマイル学習課においては、昨年7月から10月まで約50回ほどの事業説明、公開授業が実施され、各小学校単位で地域内の全区長、学校、各種団体からなる官民一体型学校づくり地域協議会が結成され、その協議の中で十分な論議をした結果、多くの地域の協議会がぜひ取り組みたいという手を上げられました。

その結果、平成27年度この4月から、市内2校で実施することがすでに決まっております。

武雄市としてここ数年、強力に取り組んできた学校改革であり、その一部を取り上げて反対というのは唐突であり、子どもたちにより一層の教育環境を提供することは、これから先も進めていかなければならないことだと考えます。

これから先、止めるわけにはいきません。

どうか賛成の討論といたします。
議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

議長／ほかに討論ございませんか。
討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。
本案は起立により採決を行います。
本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。
本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、第 32 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。
日程第 36 第 48 号議案 教育長の任命についてを議題といたします。
提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／皆さん、おはようございます。

私から第 48 号議案、教育長の任命について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の代表者である委員長と事務の総轄者である教育長を一本化した、新たな教育長をおくことになりました。

つきましては、県武雄市教育委員会、教育長の浦郷究さんを新教育長に任命いたしたく、改正法附則第 3 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任命は平成 27 年 4 月 1 日付を予定しており、その任期は改正法第 5 条第 1 項の規定により平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年であります。

浦郷さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうかよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

> 賛成

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

第 48 号議案 教育長の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

> 異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案 教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第 37 第 49 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第 39 第 51 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの以上 3 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 49 号議案から第 51 号議案までについて一括して御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております 3 名の方の任期が、本年 4 月末日をもって満了いたします。

第 49 号及び第 50 号議案では、コハラヨシヒオさん、フクチジュンイチさん、お二人を再任とし、第 51 議案では現委員のハモチヨシヒロさんの後任として、オオアタアリマサユキさんを新たに専任したいと考えております。

つきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、3 名の方の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりです。

どうかよろしく願いいたします。

議長／第 49 号議案から第 51 号議案までに対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 49 号議案、第 50 号議案及び第 51 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号、第 50 号議案及び第 51 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより、討論及び採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 49 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

第 49 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

第 50 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

第 51 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第 40 議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

18 番 山口昌宏議会運営委員長。

山口昌宏議会運営委員長／議定第 1 号、武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨の説明を行います。

議長より関連議案が提出されていることですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、本条例につきましても教育委員会の委員長を教育長に改める必要が生じたものであります。

以上であります。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより議提第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、議提第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第41 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成27年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。